参考資料１

○神戸市男女共同参画審議会規則

平成15年７月９日

規則第24号

（趣旨）

第１条　この規則は、神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成15年３月条例第57号）第22条第７項の規定に基づき、神戸市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　市民

（３）　事業者

（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

（会長及び副会長）

第３条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

２　審議会は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第５条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

３　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

４　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

５　第３条第３項及び前条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取に関する協力の要請）

第６条　審議会又は前条の部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、主管局において処理する。

（施行細目の委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規則は、平成15年７月10日から施行する。

附　則（平成18年３月31日規則第121号）抄

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日規則第101号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日規則第82号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。